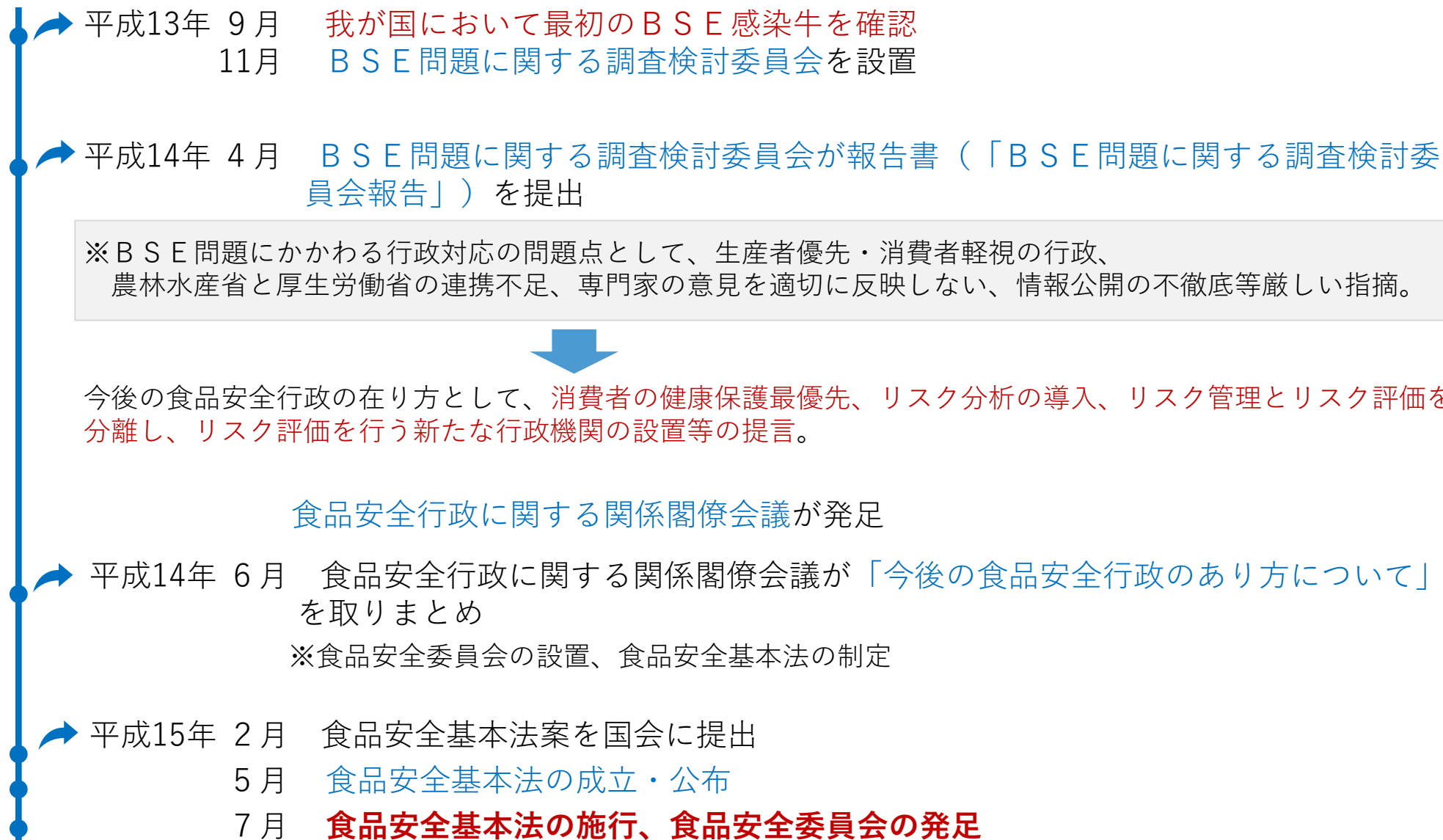


第2回「学校給食衛生管理基準」の 在り方に関する有識者会議

食品安全委員会事務局 提出資料

食品安全委員会発足までの経緯



食品安全基本法によるリスクアナリシスの導入

（食品健康影響評価の実施）

第十一条 **食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、人の健康に悪影響を及ぼすおそれがある生物学的、化学的若しくは物理的な要因又は状態であって、食品に含まれ、又は食品が置かれるおそれがあるものが当該食品が摂取されることにより人の健康に及ぼす影響についての評価（以下「食品健康影響評価」という。）が施策ごとに行われなければならない。**（略）
（略）

リスク評価
Risk Assessment

（国民の食生活の状況等を考慮し、食品健康影響評価の結果に基づいた施策の策定）

第十二条 **食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、食品を摂取することにより人の健康に悪影響が及ぶことを防止し、及び抑制するため、国民の食生活の状況その他の事情を考慮するとともに、（略）食品健康影響評価が行われたときは、その結果に基づいて、これが行われなければならない。**

リスク管理
Risk Management

（情報及び意見の交換の促進）

第十三条 **食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、当該施策の策定に国民の意見を反映し、並びにその過程の公正性及び透明性を確保するため、当該施策に関する情報の提供、当該施策について意見を述べる機会の付与その他の関係者相互間の情報及び意見の交換の促進を図るために必要な措置が講じられなければならない。**

リスク
コミュニケーション
Risk Communication

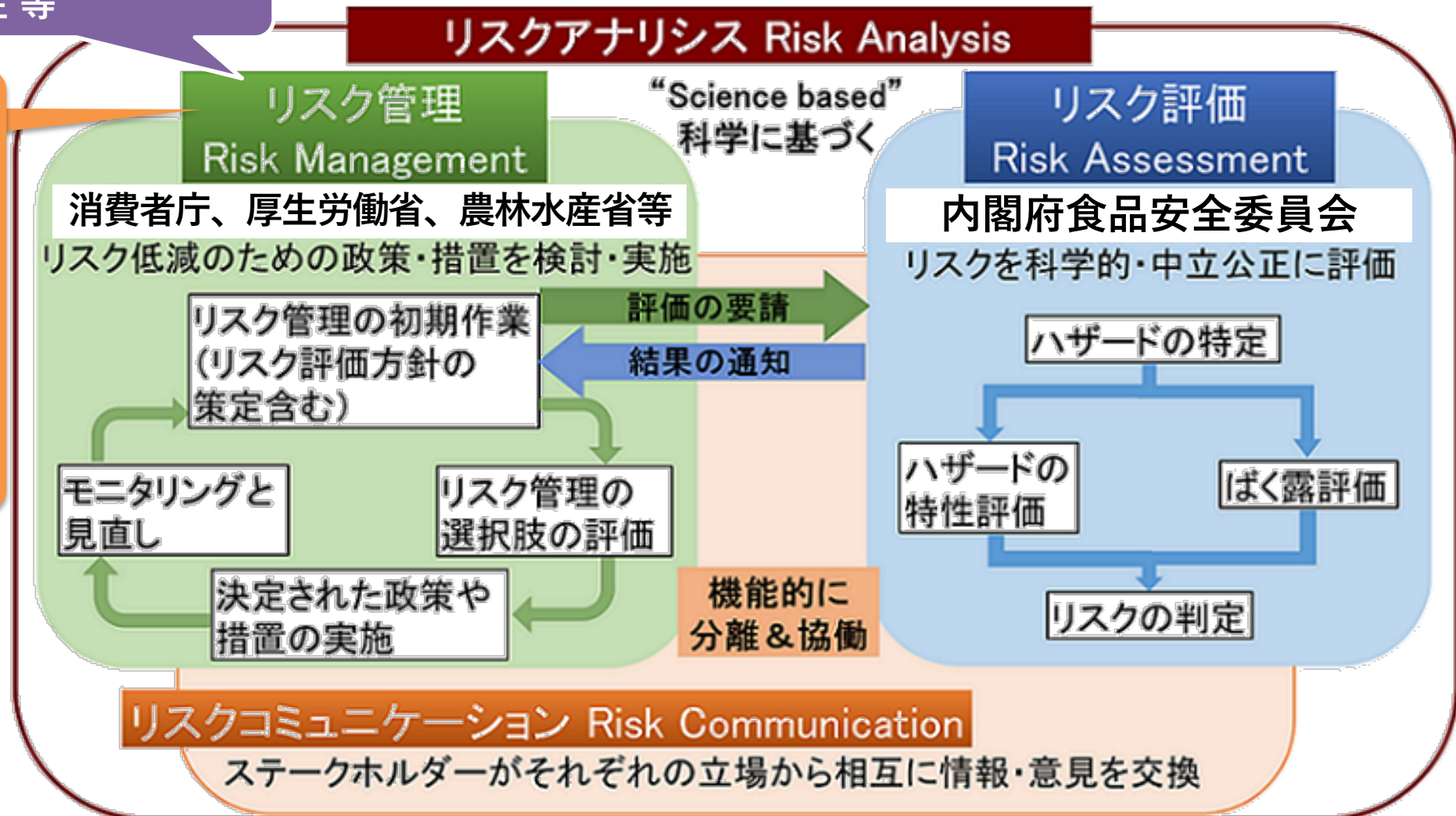
リスクアナリシスに基づく日本の食品安全行政

政策的効果、費用対効果、
技術可能性 等

リスク管理の例

- 食品の規格基準
- 流通の監視、有害・有毒な食品の販売禁止等
- 農薬使用基準の設定、農業現場への指導

等



Working Principles for Risk Analysis for Food Safety for Application by Governments CXG 62-2007 等を基に作成

食品安全委員会の役割

✓ 食品健康影響評価（リスク評価）

食品を介して体内に入ってくる可能性のある化学物質や微生物等の危害要因が、人の健康に悪影響を及ぼすリスクについて、科学的な知見に基づいて客観的かつ中立公正に評価を行う。

✓ 勧告・モニタリング・意見

リスク評価の結果に基づき、食品の安全性の確保のため講ずべき施策について勧告する。

（→関係各大臣）

リスク評価の結果に基づいて講じられる**施策の実施状況を監視（モニタリング）**し、必要に応じて勧告する。

（→関係各大臣）

食品の安全性の確保のため講ずべき施策に関する重要事項を調査審議し、必要に応じて意見を述べる。

（→関係行政機関の長）

✓ リスクコミュニケーションの実施

消費者庁をはじめ関係省庁と連携しながら、リスク評価の内容等に関して、消費者、食品関連事業者など関係者相互間における幅広い情報や意見の交換（リスクコミュニケーション）を、意見交換会の開催、ホームページ等を通じて行う。

✓ 緊急の事態への対処

緊急時において、危害の拡大や再発防止に迅速かつ適切に対応し、科学的知見の提供等を早急に行う。

食品安全モニター制度の目的等

○目的

食品安全モニターの皆様より

- ・ 日頃の生活や業務の中で気が付いた食品安全に関する課題や問題点について、
提案・報告を受けること
- ・ 当委員会の運営に関する改善点に関して提言を受けること

により、食品の安全性の確保に係る施策の推進を図ることが目的

⇒ 上記を踏まえ、

食品に関する一定の資格を持つ方等

（医師、栄養士、食品安全に関する業務に従事している方など）に活動を依頼

○依頼期間

4月1日から翌年3月31日までの**1年間**。（更新あり。最長5年）

食品安全モニターの役割

地域の声を届ける

食品安全モニター

科学的な内容を
わかりやすく伝える



食安委への 随時報告

食品安全に関する
課題や問題点の報告
食品安全委員会の運
営改善の提言

アンケートの回答 (課題報告)

食品安全委員会の
アンケート調査への
協力

研修の受講 セミナーの参加

食品安全委員会の実施
する研修の受講や
セミナーへの参加で、
最新知識を身につける

日常の 広報活動

SNSでのフォロー・
いいね・リポスト
食安委の発信を気軽に
シェア

危害情報の 報告

公知の事実以外の
危害情報を入手したら
報告

随時報告（令和 6 年度）

◆ 学校給食衛生管理基準の課題

2009 年に告示された学校給食法に基づく学校給食衛生管理基準には、
第 3 の 1（2）学校給食用食品の購入 ③食品の選定の二 に、
「有害若しくは不必要な着色料、保存料、漂白剤、発色剤その他の食品添加物が添加された食品・・・
については使用しないこと。」の記載があります。

学校給食や子供さんや親御さんへの説明でも、この告示があることが、
食品添加物などへの嫌悪感、反対意見への根拠になっていないでしょうか。

国が安全と定めたことと大きな矛盾が生じていることが長年放置されています。

本件について、文部科学省の学校給食衛生管理基準の改定を要望します。

※本資料は、原文に含まれる誤記および表現が不明瞭な箇所について、一部修正を加えています。